

豊川市条例素案について (11月5日団体説明会のために)
豊川共生ネットみらい

豊川共生ネットみらいは、男女共同参画社会が次代につなげる希望ある社会像であると考えています。条例は、その実現のために、私たち市民の共通認識と共通理解を促す土台であり、社会づくりの指針となるものと理解し、大切に思っています。

そこで、条例素案について、次のことをお尋ねいたします。

1．条例全体の主語（宣言しているのは誰？ どのような人？）

2．条例の名称

名称が豊川市男女共同参画条例となっています。男女共同参画社会としなかったのはなぜですか。国は、男女共同参画社会基本法としていますが・・・。

3．条例の目的と理念

社会問題との関連は

4．わからない言葉

- 1 『市の責務』と『基本施策』の違い
- 2 『協力』と『協働』
- 3 『努めます』と『努めなければなりません』
- 4 『措置』と『必要な措置』

5．豊川市らしいところ

6．その他